

匝瑳市議会平成20年12月定例会議事日程（第15日）

12月19日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 3 委員長報告に対する質疑
- 4 議案（第1号－第6号）・陳情（第1号）に対する討論
- 5 議案（第1号－第6号）・陳情（第1号）の採決
- 6 議案（第7号－第8号）の上程－採決
議案第 7号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の変更について
- 7 議案（第9号）の上程－採決
議案第 9号 匝瑳市監査委員の選任について
- 8 発議案（第1号）の上程－採決
発議案第1号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について
- 9 閉会中の所管事務調査申出書の件
- 10 閉 会

出席議員（22名）

議 長	佐 藤 悟 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江波戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
13 番	佐 瀬 公 夫 君	15 番	浪 川 茂 夫 君
16 番	林 芙 士 夫 君	17 番	佐 藤 浩 巳 君
18 番	佐 藤 正 雄 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	21 番	山 崎 剛 君

23番 林 日出男 君

24番 大 木 傳一郎 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長 實 川 豊 治 次 長 大 木 昭 男
主 査 補 小野寺 綾 子

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	江波戸 辰 夫 君	副 市 長	伊 藤 正 勝 君
会 計 管 理 者	増 田 重 信 君	秘 書 課 長	小 林 正 幸 君
企 画 課 長	木 内 成 幸 君	総 務 課 長	角 田 道 治 君
財 政 課 長	宇 野 健 一 君	税 務 課 長	伊 知 地 良 洋 君
市 民 課 長	島 田 省 悟 君	環 境 生 活 課 長	岩 崎 光 男 君
健 康 管 理 課 長	大 木 公 男 君	産 業 振 興 課 長	鈴 木 日 出 男 君
都 市 整 備 課 長	鎌 形 信 雄 君	建 設 課 長	野 口 晴 夫 君
福 祉 課 長	鎌 形 廣 行 君	高 齡 者 支 援 課 長	柏 熊 明 典 君
市 民 病 院 院 長	飯 島 平 一 郎 君	野 野 合 支 所 長	佐 久 間 正 行 君
教 育 委 員 会 長	江 波 戸 寛 君	教 育 委 員 会 長	梶 山 定 一 君
教 育 委 員 会 長	熱 田 康 雄 君	学 校 教 育 課 長	
教 育 委 員 会 長		農 業 委 員 会 長	伊 藤 良 一 君
農 業 委 員 会 長	加 藤 三 好 君		

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（佐藤 悟君） おはようございます。これより、去る12月17日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。



付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（佐藤 悟君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の議案第1号から議案第6号までと陳情第1号の審査の経過と結果についてを一括議題といたします。

去る12月9日に各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の経過と結果は、お手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

椎名嘉寛君。

〔総務常任委員長椎名嘉寛君登壇〕

○総務常任委員長（椎名嘉寛君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る12月9日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第12款諸支出金、第4表地方債補正、議案第6号 野栄総合支所改修（図書館整備）工事請負契約の締結について、以上、議案2件でこの審査のため、去る12月10日午後1時から第3委員会室において委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳

入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第12款諸支出金、第4表地方債補正について、執行部から説明があり、その後質疑に入りました。

質疑では、地方交付税、交付金など財政健全化にかかわる事項、市税の調定や収入見込みにかかわる事項、J T跡地の売却や公募状況にかかわる事項などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、第6号 野栄総合支所改修（図書館整備）工事請負契約の締結について、執行部から説明があり、その後質疑に入りました。

質疑では、工事契約の状況についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で総務常任委員会における審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（佐藤 悟君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

越川竹晴君。

〔文教福祉常任委員長越川竹晴君登壇〕

○文教福祉常任委員長（越川竹晴君） おはようございます。

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

去る12月9日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第6目上水道費を除く）、第9款教育費、第2表繰越明許費、議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第3号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第4号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第5号 平成20年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）についての議案5件でした。

この審査のため去る12月10日午前10時から第2委員会室において委員7名及び議長と執行部側から副市長、教育長及び関係課長等出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳

入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第6目上水道費を除く）、第9款教育費、第2表繰越明許費について質疑に入りました。

質疑では、放課後児童クラブ育成事業、市民病院事業会計助成事業及び生活保護費等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑では、平成20年度の匝瑳市国民健康保険特別会計の見込み等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第3号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑では、国民健康保険からの後期高齢者になったの保険料の変動等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第4号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑では、介護保険認定者の増減等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第5号 平成20年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑では、東総地域医療連携協議会の現状等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

小川博之君。

〔産業建設常任委員長小川博之君登壇〕

○産業建設常任委員長（小川博之君） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る12月9日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第6目上水道費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第3表債務負担行為補正、陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書、以上、議案1件、陳情1件でありました。

この審査のため去る12月11日午後2時から第2委員会室において、委員7名及び議長、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。

その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第6目上水道費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第3表債務負担行為補正について担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、市内循環バスの運行の改正などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書の審査に入りました。

陳情の経緯並びに趣旨に関する意見交換が行われ、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で本会議において採択すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。



委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤 悟君） 日程第2、これより質疑に入ります。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) お諮りします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



議案(第1号-第6号)・陳情(第1号)に対する討論

○議長(佐藤 悟君) 日程第3、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、討論は初めに議案第1号から議案第6号までを一括して行います。次に、陳情第1号を行います。

初めに、議案第5号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

[24番大木傳一郎君登壇]

○24番(大木傳一郎君) 皆さんおはようございます。

私は、今議会の最終日に当たりまして討論を行いたいと思います。

討論する議案は、議案第5号 平成20年度匝瑳市病院事業会計補正予算(第1号)についてであります。

皆さんも御存じのように今全国的に、それから千葉県の中でも、あるいは東総地域でもこの地域医療の困難というのか、厳しい状況、あるいは銚子の市民病院の破綻に見られるような公立病院の経営悪化、こういうことが報道されております。この公立病院の経営難、あるいはピンチというものがやはり国や県が主体的になって統廃合や民営化を進めているわけです。そういう中で、医療費の削減を目指した国の政府の総務省の公立病院改革ガイドラインというのが昨年末に発表されて、来年の3月いっぱいまでに各公立病院はその線に沿って改革プランを作成するということになっているわけです。きょうの千葉日報でも7つの県立病院が独立行政法人での民営化を図るという検討委員会の結論が出たというようなことも報じられておりますし、旭の中央病院もあれだけまだ3億の年間黒字計上している優良公立病院も指定管理者制度、まだはっきりしてないようですけども、いずれにしても公設民営化に

踏み込むということで、全国的に千葉県全体が東葛地域から安房地域からここ東総地域も含めて全体的に公立病院の経営の困難が生じているわけです。

我が党としてもこの問題については、やはり上意下達だと、国の言いなりの改革プランは決して住民の医療に対する願いを充足することができないということで、慎重な対応を求めてきました。

先ほどの越川竹晴委員長の担当委員長の報告では、報告書を読ませていただきました。委員会では、改革プランの問題についてほとんど議論されてないと、議論されたのは結局一般質問で私を含めて数人の議員の皆さんが今の匝瑳市民病院の現状を憂い、この再建を願い、何とか市民の命と健康を守るセンターとしてそのとりでを守るために懸命に質問して、この改革プラン問題についてもかなり突っ込んだ議論がされました。

そういう中で、我が党としても私としてもどうしても第5号については反対討論をして、警鐘を乱打して、やはり今後の匝瑳市民病院のあるべき姿、行くべき姿というものを議員諸公の皆さん、あるいは執行部の皆さん、とりわけ担当そのセクションというのか、担当している市民病院の事務局のこういう方々に討論を通じて深い認識を深めて匝瑳市民病院の再建に当たっていただきたいということで、当初予定していなかったんですけども、討論をさせていただきたいというふうに思います。

第1になぜ反対するかという問題なんですが、市長は大変貴重な答弁を繰り返しております。それはどういうことかということ、匝瑳市民病院は従来どおりに公設公営を基本としてこれからも事業運営やっていくんだと、そのことについては変わりはないんだということを強調をされました。これは9月の議会で初めて市長が議会で表明し、そして今議会でも繰り返し表明されたものであります。ただ、しかし、病院運営は財政にかかわる問題なので、ほかにも幅広く検討したいとこういう答弁しているわけですね。これはどういうことかということ、結局国・県が進めているいわゆる改革ガイドラインに沿った民営化、あるいは場合によっては、財政問題をきっかけにして匝瑳市民病院を閉鎖するという、旭中央病院や大阪の松原病院と同じような閉鎖宣言をするという、その危険性も市長の原則とその基本的な態度とそれとただし、しかしという言葉が尾ひれがついているわけですね。ですから、そこに民営化と閉鎖するという市民の期待に反するような方向というものがかすのように残っているという心配を私は第1点目に指摘したいとこのように思います。

それから、第2点なんですが、総務省、本来は厚生労働省が所管庁なんですが、今回の改革ガイドラインというのは、総務省から出されているわけですね。総務省から出されている

ということは、日本全体の医療費を削減しようというところから結局改革ガイドラインを策定し、そして全公立病院に改革プランを来年3月末までに策定しなさいというそういう方針を出したわけですね。これも皆さんも御存じのように、改革ガイドラインというのは、公立病院の経営の効率化、あるいは再編ネットワーク化、いわゆる東総医療連携協議会に見られるような再編ネットワーク化、それから第三に最も重要な経営形態の見直しと、公立公営からいわゆる民間移譲、あるいは公設民営化等々さまざまなPFIというようなやり方もあるし、最近ではPPPといういわゆるこれも民営化の方向なんですけど、これはすなわち医療費を抑制する、病院が患者から遠のく、すなわち国と総務省の方針なんです。その国と総務省の言いなりになるという危険性がこの改革プランを策定には十分あり得るということです。

第3に、今回の補正予算にこの改革プラン策定補助金として一般会計から約700万の病院に対する計上をしているわけです。いわゆるコンサルタントへの委託料が中心です。これはすなわち上意下達で、国の方針に従って策定をすると、これもすなわち国の言いなりなんですよね。私はかねがねさまざまな基本計画とかいろいろな経営分析とか、こういうものはやはり市の職員が自力でやるべきだと、委託料がどんどん今ふえてきているんですよね。とうとい税金がそのコンサルタントに多額のお金が支払われて、市役所職員さんはこれは楽かもしれない、そういうことですから、コンサルタントに頼めば大体東京や千葉のコンサルです。

そうするとどういう結果になるかということ、最近出てきたコンサルタントがつくった調査書、あるいは計画書、今回の改革プランも当然そうなると思うのですが、結果的に国の方針に沿った、それに反するような計画というのは出てこないんですよ。いわゆる天井を見るわけですよ。国を見ている。本当に末端のこの地域住民の患者や医療を切々と願っているその視点か弱くなると、ですから、私ははっきり言ってこの700万の計上というのは、場合によっては無駄遣いになると、私は今回の来年度予算編成方針を見させていただきましたけれども、来年度の予算編成方針の中でも委託料を圧縮して自分の力でつくれるものはつくりなさいという指示が編成方針の中にもあるわけですよ、財政課長が。ところが実態はこういうような結局外部依存という形で進められているところに大きな問題があるというのが3点目です。

第4点目として、頼んだコンサルタント、日本経済研究所というのがどういう会社かということです。この議論の中ではまだ不十分なんですけど、選定の理由が余りはっきりしないんです。ただ一つははっきりしたのは院長が依頼したと、これは事務長が答弁しました。ただ、

これだけ重大な改革プランを委託するという事になれば、当然選定の理由、ここ以外にないんだと、こここそ匝瑳市民病院の将来を見てくれる、分析してくれる、その計画をつくってくれるという研究所なんだという、本当に確たる選定の理由がはっきりしてこそとうとい700万の計上が生きてくるわけです。

私は一般質問でも述べましたように、この改革プランを依頼した日本経済研究所というのは、いわゆるつくりたてのあれ何百億、500億以上もっとかけたかな、滋賀県の近江八幡市民病院のPFIです。大林組が施設を全部つくって、ある市はそこに契約を結んで経営も委託すると、これは結局破綻して最終的に今大林組からその病院を買い取るというそういう状況になっているわけです。これが日本経済研究所がPFIのアドバイザーをやって破綻に導くと。大阪府の府立精神医療センターのPFIもそうです。それから、銚子市民病院の今後の方向性の調査、いわゆる閉鎖を決定するためのいろいろな調査研究をやったのが日本経済研究所です。今回の旭中央病院の民間の方向性というものも旭中央病院の再整備事業、この検討の業務をつかさどったのが日本経済研究所、そのほか私の調べでは、全国にかなりの数のそういう日本経済研究所がやったものがたくさんあるわけです。

そういうことで、私はやはり結局コンサルタントの意見をうのみにし、内閣府、総務省、国の方針に盲従する危険性というものが高いということなんです。最初からもう結論ありきになる危険性が非常に高いと。

次に、第5点として問題は、民間委託の理由づけで今回の改革ガイドラインがそういう方針を出しているんだけど、それをうのみにするその言いなりにはならないんだというその理由にして、事務局長の答弁では平成17年度の病院のあり方検討委員会の提言にそういうこと書いてあるんだと、独法とか指定管理者制度にしたほうがいいと、もともとその平成17年のあのあり方検討委員会の方針というのは、当時行革法、それから当市の行政改革大綱、これにのっとってつくられているわけです。結果的には国の言いなりの方針なんです。独自でああいうものか出せるはずがないでしょう。結果的には言いなりというものがそこで明らかになっていると思うんです。

第6ですね。6点としていわゆる匝瑳市民病院の今後の将来のあり方を考えるのに、市長もそういうふうに思っていると思うんですが、2年や3年の近視眼的なものの判断というのは私は危険性が伴うと、50年のとうい歴史を持ってきた匝瑳市民病院がここ数年、例えば5年でも10年でもいいです。それくらいのスパンでかなり経営の厳しき、はっきり言って市長が当選してから何年になるんですか。その前の増田市長時代は不良債務を全部解消して好

転にさせてきたんですよ。市長には本当に悪いんですけども、市長があなたが市長になってから病院経営が厳しくなったというのが歴史的な経過なんです。これは市長が悪いのではないんです。市長が悪いということよりは、国の医療政策、いわゆる小泉構造改革とちょうど市長の着任がぶつかったちゃったんです。そういう意味では小泉改革の市長がその犠牲になって、決して市長が病院を悪くしたとは私は思っていません。

ただ、私の言いたいのは、大局的に市民病院を見つめて、総務省が言うようにここ3年のベッド利用率が70%以下の場合、大胆な改革をやりなさいということではなくて、もうちょっと10年、15年、だってドクターの養成には10年、15年かかるわけですから、それくらいの長期スパンで市民病院を見つめて、結論を急ぐことなく市長が言うように公設公営で営々と粘り強く病院を守り抜いていくという、そのことを強く求めたいと思うんですが、今回の改革プランは非常に短期的というか、短兵急過ぎるというのか、近視眼的という状況があると。

それから、第7として強調したいと思うのは、市民病院に対する市民の期待は何かという、その原則をやはり踏まえて臨んでいただきたいというのを私質問しました。ところがそれを理想ですというふうに私ははねつけられたわけです。私はやはり従来やってきた、しかし将来すぐにはここ二、三年で現実化するものではないです。しかし、将来の目標を持ちながら、やはり匝瑳市民病院をよりよくしていくという5原則、私は公設公営での運営、医師確保対策の方策を盛り込んでいく、あるいは二次救急医療体制をきっちり整備する、あるいは小児科、産科の再開を一応目標としていく、あるいは国と県の医療政策に一番問題があるわけですから、その医療政策の転換をやはり現場から、匝瑳市民病院の現場から国に発進していくとこれがないんです。大体コンサルタントがつくった方針の中には、国・県に対しては全く方策を持ってないんです。現状の中でどうするかという、井の中のカワズ的な計画書ができ上がるわけです。そういう意味で、私が強調した、あるいは市民が願っている5原則が極めてあいまいだということです。

それから次に、もう何点目だかちょっと忘れちゃったんですが、次に今国は政策の転換を図ろうとしています。毎年毎年2,200億の予算、社会保障関係の予算の削減というものを小泉改革、いわゆる財政諮問会議で骨太方針で決めたんです。ところが来年度予算ではほとんどこれは減らさないと、230億ぐらい、1割程度は減らすけれども、2,200億は減らさないとというのは最近の状況になっているんです。ですから国も県も情勢は変わりつつあると、匝瑳市民病院の再建にとっての条件がこれからそれが2年先、3年先になるかもしれないけ

れども、好転をしていくという、それは民の国民の願いなんですから、必ずや国もそういう願いに沿った政策転換を図らざるを得ないと、その転換を見ないで改革プランつくってどうするんですか。

それから次に、医師確保の対策がやはり弱いですよ、市長。市長は一生懸命個々接触したり努力、事務局長もやっているようですけども、最近特に弱いと私は痛感しているんです。それはどういうことかということ、旭中央病院との連携が医師が2人確保した、旭中央から派遣されているという、そこに今安住しつつあるというところが問題だと思うんです。それはそれでいいと思いますよ。旭中央病院から同じ公的医療機関ですから連携をしてドクターの派遣をしてもらおうと、それと同時にやはりそれでもなおかつ足りないわけですから、あらゆる対策を講じて、手紙を出したりさまざまな手だてはあると思うんです。1年に1人も雇用というのか、ドクターを招くことができないかもしれないけれども、さまざまな角度からの皆さんの知恵を結集して医師を確保する、そういう努力しているのは全国にたくさんあるわけですから、それがちょっと見られないと、弱いということですよ。

それから次に、私は市長や病院、我々議員もそうなんです、50年の市民病院が果たしてきた役割とその大きさとその病院に対する市民の期待というものを今ここの創立50周年のこの記念の年に当たって再確認する必要があるんですが、それがすごく弱い、その確信というのか、果たしてきた誇りというのか、こういうものが再認識する必要があると、それが極めて弱い、ですから改革プランにももしつくるなら、5原則をはっきりさせてその辺の誇り、確信というものをきちんと明確にする必要があると。

それから、もう一つ次に今全国全県で公立病院を守る運動が燎原の火のごとく広がっているわけです。私6月4日でしたか、ふれあいセンターで私が音頭として匝瑳市民病院を守る市民集会みたいなのをやったんですよ。そしたらあそこに入りきれないほど、100人の席に120人ぐらいの大勢の私の知らない方が本当に市民病院を何とかしてほしいと、存続してほしいというそういう方々が結集したわけです。銚子では、今市長のリコール運動さえ今起きて、ほぼこれが成立だと、相当今集まっているそうです。最近では市原でも県立の医療センターの問題でやったら、本当に市民が関心を持ち、そこに集中して。今全県でそういう運動が広がっている。ところがそういう住民の動きに対しては疎過ぎるんですよ。

あの6月4日の匝瑳市の市民集会に病院からかなりたくさんの看護師さんやドクターも含めて参加しましたがけれども、事務局はどうでしたか。

それとこの12月21日にはそういう全県で運動している方々が集まって交流して、何とか県

全体の医療を守るためにいかにするかということで集まるわけですから、事務局長が参加できなければだれかかわるべき人が参加する、場合によっては看護師さんでもいろいろな角度、セクションから参加してもらい、特に総務、財政、企画、こういうところの2階組からそういうところに参加して、ともに県民というのか、市民の命と健康のこのとりでを守るというその活動をというのか、運動が必要だと思うんですが、若干消極的だということです。

現在最後に強調しておきたいと思いますが、民営化というのは、現在市長もこれ御存じだと思っておりますが、第三セクターの汚職腐敗というのは、これは全国覆っちゃっているわけですよ。それから、独立行政法人の問題は、今度県とか国の天下り機関になっちゃうんです。議会のここの匠瑳市議会の関与は民営化になると関与が薄れるわけですよ。ですから、契約は随契ですよ。9割随契だそうですね、統計とってみると。

そういうことで、いわゆる医療がもうけのための事務になってしまうと、官から民へ、官から民へとカンコロカンコロと、本当にこういうようないわゆる小泉改革の犠牲がその悪弊が今どんどん出てきているわけですよ。情報開示もできなくなります。今度病院の内容どうなんであるかと、我々議員が聞こうと思ってもその情報が開示されないと、公的責任が放棄されるという状況で民営化を進めていけば当然不正腐敗の温床を広げることになるわけで、最後に私は市長を先頭に原則として掲げた公立公営の基本を堅持すると同時に、5原則、市民の期待にこたえた匠瑳市民病院の再建、医師確保に総力を挙げて頑張っていただけるように強く要請をして討論といたしたいと思っております。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君による議案第5号の反対討論が終わりました。

以上で通告による議案に対する討論は終わりました。

これにて議案に対する討論を終結いたします。

次に、陳情第1号に対する討論に入ります。

これより陳情に対する討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。



議案（第1号－第6号）・陳情（第1号）の採決

○議長（佐藤 悟君） 日程第4、これより議案等の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第1号 平成20年度匠瑳市一般会計補正予算（第3号）について、本案に対する各委

員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成20年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 野栄総合支所改修（図書館整備）工事請負契約の締結について、本案に対す

る委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情1件について採決いたします。

陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第1号は採択と決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。本日、市長より追加議案として議案第7号 匠瑤市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の変更について、議案第9号 匠瑤市監査委員の選任について、以上議案3件の送付があり、これを受理いたしました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、追加議案3件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、追加議案3件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、追加議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配付漏れなしと認めます。



議案（第7号－第8号）の上程－採決

○議長（佐藤 悟君） 初めに、議案第7号及び議案第8号を一括議題とします。

お諮りいたします。議案の朗読を省略して、直ちに江波戸市長から提案理由の説明を求め
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号及び議案第8号について
これより市長の提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

〔市長江波戸辰夫君登壇〕

○市長（江波戸辰夫君） それでは、追加議案の提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

議案第7号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、平成21年1月1日から産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産育児一時
金の支給額の引き上げをいたしたく提案をいたした次第でございます。

議案第8号 防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の変更について

本案は、防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約について、中継局設備に係る
工事の一部に変更が生じたため、契約金額を1,517万7,750円を増額し、5億342万7,750円と
変更をいたしたく提案いたした次第であります。

以上でございます。よろしく御審議をいただきまして御可決賜りますことをお願いを申し
上げます。

○議長（佐藤 悟君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号及び議案第8号について、
会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員審議といたしたいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号及び議案第8号について
は、委員会付託を省略し、全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

議案第7号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 議案第7号について1点お伺いをいたします。

今の少子化につきましては、大きな社会問題ということでございます。国もいろいろと子育て支援対策等を実施をしているところではありますが、また地方自治体においても国の施策はもとより、独自で支援対策を行っているという自治体が相当多くなっているという状況ではないかというように思います。

そのような中で、今回厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会というところで、出産育児一時金につきまして現行の35万円を42万円とするそういう方針を打ち出したというように新聞等で報道されているわけではありますが、今回の改正案では38万円ということで私はその38万円に反対をするわけではありませんけれども、そうなった経過ですね、経緯と申しますか、国のほうでは42万というような方針を打ち出しているわけではありますが、38万円という改正案を出したその経過をまずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） それでは、今回出産育児一時金の改正の経過ということでございますが、今回の条例の改正は、来年1月1日から分娩により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに保障するこれらの目的を達成するために産科医療補償制度が始まるわけでございます。

この産科医療補償制度は、民間の損害保険会社が保険者となりまして、この保険会社に分娩機関が1分娩当たり3万円の保険料を支払うというものでございます。この後3万円の保険料が最終的には分娩費用に上乗せされ、妊産婦の負担が増加してしまうということになりますので、この保険料の3万円部分について出産育児一時金を増額しまして、妊産婦の負担を回避するというのが今回の改正の趣旨でございます。

それと42万円に引き上げるというふうなお話でございますが、この純粋な出産育児一時金の引き上げの問題につきましては、現在国のほうで検討しているところでございます。あわせまして、出産育児一時金の増額改正とともに、直接医療機関に支払うこういう仕組みについても検討されておるというふうなことでございます。

また、引き上げの実施時期については、21年度中ということに聞き及んでおりますけれど

も、関係法令等が施行されましたら、本市におきましても速やかに条例改正等の手続を進めたいとこのように考えております。

○議長（佐藤 悟君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 今回の改正につきましては、通常の分娩費用に対する出産育児一時金を改正するものではないというような理解でいいのかなというように思いますが、そこで、ちょっと当市の人口について伺いたいと思いますが、合併当初におきましては、18年の1月23日が合併でありましたが、当時は約4万3,000人いたというように記憶をしているわけですが、その後人口が減りまして20年の10月31日現在で4万969人ということになっております。約2,000人ぐらいが減少していると、パーセントでいいますと4.8%の減少だというように理解をするわけですが、そういった中で1点目は、当市の19年度の年度当初と年度末の人口がどうなっているのか、もう一つは同じく19年度の1年間の出生数と死亡数についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） それでは、平成19年度の人口の動き等についてでございますが、平成19年度の年度当初の住民基本台帳人口でございますけれども、4万1,572人ございました。年度末の20年3月31日現在では4万1,153人ということで、419名の減少となっております。

次に、平成19年度中の出生者数でございますけれども、296名ございました。また、同年度の死亡者数は504名ということでございまして、死亡者数が出生者数を208名上回る、このような状況でございました。

○議長（佐藤 悟君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） ありがとうございます。なぜ人口を聞いたかといいますと、やはり今伺いましたように、出生数が19年度であります296、死亡数が504ということで、非常に出生が少ないというようなことであります。したがって、この出生を支える、高めるというんですか、こういった施策というのが極めて重要ではないかなというように私は考えます。特に当市の場合には、近隣の市町村と比べて人口の減少が非常に激しいというように私は理解するわけでありまして。

したがって、非常に市の財政厳しいわけでありまして、創意工夫をしていただいても出生が上がるようにしていただかなければ当市は非常に疲弊をしてしまうというような状況ではないかというように思いますので、先ほどの御答弁にもありましたけれども、国

の方針が変われば速やかに当市もその対応をするというようなことでございますので、ぜひともそれも大事なことでありますが、独自のやはり匝瑳市としての出生率を高める施策を検討をしていただきたいということを要望いたしたいと思います。これは回答のほうは結構でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 悟君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） ただいまの椎名議員の質問で明らかになりましたけれども、平成19年度におきましては、出生数が296名約300名ということでございます。国保会計から歳出されるということでも300人ということになりますと、3万の増額は900万の財源が必要となるわけでございますが、この制度改定によりましての財源の内訳といいますか、保険料だけでこれだけ必要になるのか、国が補助あるのかと、その点をお尋ねさせていただきたいと思えます。

2点目は、これも約296名、月平均にしますと約25名でございます。25名だと3万の増額によりまして75万ほど必要になると考えられるわけでございますが、当初予算には確かに出産育児金の予算計上がなされておりますが、今回補正はないわけでございます。施行が1月1日となりますと約3カ月間のということで25名の75万、これの3倍というと225万ほどに、225万ですか、なると思えますけれども、この間現在の国保会計の中で支払い可能な額であるのかどうか、この2点についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。よろしく願いします。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） それでは、まず出産育児一時金の財源の問題でございますけれども、これにつきましては3分の2を一般会計からの繰出金でいただいております。残りの3分の1を国民健康保険特別会計の保険料で賄うというようなことでございます。一般会計の3分の2につきましては、地財計画上財政補てんがされるというようなことは伺っております。

それから、2点目の補正の関係でございますけれども、当初予算で100人分の3,500万の予算を計上させていただきました。12月現在で49件の1,715万円、1月から3月までを一月当たり6件と見込みまして18件の684万円、合計で2,399万円ということで、本年度は当初予算での予算で賄えるということでございます。

○議長（佐藤 悟君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 私の質問がちょっと間違っていたのかどうかわかりませんが、ただ

いまの答弁では、月当たり6件の助成を見込んでいるというような御答弁でございました。先ほど19年度の例でございますが、これから変わっているかもしれませんが、296名、296件でございますよね。これを12で割るとちょっと6では少ないのではないかなと私思うわけです。それで先ほど25ということでお聞きしたんですけれども、本年度の状況では月当たりに直すとそのくらい19年度に比べてそんなに減っているんですか、出生が。お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） 19年度の出生者数が296名ではないかということでございますけれども、この296名は市全体の出生者数でございます、国保の加入者の出生者数は90名でございます。国保の占める割合が30.4%ということでございます。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑はありませんか。

田村明美君。

○11番（田村明美君） この件について答弁でわかったんですが、決して被保険者や産婦の方に対して出産育児一時金が増額になると、産婦やその家族にとって増額になるということではなくて、必ず必要となる経費3万円がふえるためにその分を補うものだということがわかりました。そういうことではあるんですけれども、国保世帯の方ですね、関係市民に対しての周知をどうするのかということなんですが、既に12月1日付の広報はもう配布されてありますし、1月1日付の広報でお知らせすることにはなるんでしょうが、厳密に言うとその事後の周知ということになると思うんですね。関係する診療所、産院に掲示してそれでただ出産育児一時金の市からの増額ではないと、これは必要な経費が出たのでそれを補うものだというようなことの説明も含めてきちんとお知らせするべきだろうと思います。どうされるでしょうか。

それから、財源なんですけれども、3分の2が市の一般会計から3分の1が国保会計からということで、市の会計の枠のことはわかったんですが、ちょっと先ほど課長のほうから答弁あったのかもしれないんですけれども、よく聞き取れなかったので、それでもととの国や県、特に国からの財源部分の補助、あるいは交付税措置とかそういったことがどういったことになっているのか、2点について答弁をお願いします。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） まず1点目の市民に対する周知の関係でございますけれども、今回の産科医療補償制度につきましては、市内の3医療機関、それと1助産所の4分娩機関こ

のすべてがもう既に産科医療補償制度こちらのほうに加入しております。

それから、平成19年度と20年度、これにつきまして匝瑳市の市民の方が利用されました分娩機関、このすべてについても産科医療補償制度のほうに加入しているという事実が確認されたところでございます。

このようなことから、当然広報のほうにも掲載は予定しておりますけれども、母子手帳を交付する段階で健康管理課のほうからこの辺について説明をしていただくという予定しております。

それから、2点目の一般会計から繰り出す場合の国等の財政措置の関係でございますけれども、これにつきましては地方財政計画上に盛り込まれておりまして、その中で交付税措置がされているのではないかなどこのように考えております。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 田村明美君。

○11番(田村明美君) 母子手帳を交付するときに書類とそれから説明ということは当然で、今後はそれでよろしいかと思うんですけれども、この12月時点での状況なんです、国による産科医療補償制度の創設というのが21年1月1日からということですね。それで既に匝瑳市内及び近隣の市民がかかるだろう産院関係については、この産科医療補償制度に加入していることを確認したというんですが、そうしますと産科医療補償制度の保険料3万円は、現在もう産婦さんに対しては負担が求められているということでしょうか。それとも加入はしているけれども、実際に保険料負担がかかるのは1月1日以降の出生についてということでしょうか。確認したいと思います。

それから、双子さんだった場合にはこの3万円保険料、それから出産育児一時金の増額3万円についての扱いはどうなりますか。

○議長(佐藤 悟君) 島田市民課長。

○市民課長(島田省悟君) まず1点目のこの制度の開始の時期でございますけれども、これは21年の1月1日からの施行ということでございます。

2番目の複数出産の場合にどうなるのかということでございますけれども、これにつきましては出産育児一時金のほうについても1胎児について35万円、今度38万円になります。ということでございますので、双子であればその2倍の金額ということになります。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑ありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） まず、産科医療補償制度、先ほどのご説明では脳性麻痺云々という話だったんですが、いわゆる産科医療機関が事故が多いということで、産科、あるいは小児科医になるドクターが非常に少なくなっている、そういうのを見計らってそれに対応する制度としてこういう制度が生まれていると思うんですが、この医療補償制度いわゆる産科関係のというのは、具体的な内容にどういふ産科関係の医療事故等に補償される制度なのか、ちょっと御説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、現在この地域で子どもさんを出生、分娩、入院して子どもさんを出産する経費というのは、現在率直に現実どの程度かかるのか、把握されていたらお答えをいただきたいというふうに思います。

それと、先ほど椎名議員からもちょっと指摘ありましたけれども、今国が42万円ですか、さらなる引き上げを検討しているわけですね。これは少子化対策ということで国も重い腰を上げつつあるということだと思んですが、これは平成21年度中に実施の方向で今政府部内で検討されているわけですが、この内容というのはそうすると38万から42万ということ、4万円の増額、さらなる増額とこうなるんですが、この4万円というのは今回の場合は保険料にそれが補てんされるわけですね。今回のさらなる増額という4万円というのは、その内容というのはどういふものなのかお答えをいただきたいと。

それから、この問題の最後ですが、支給方法ですね、いわゆる今全国的に窓口で現物支給、立て替え払いではなくて現物支給というケースが国保関係でも全国的には広まっているわけですね。あれは正規の名称は受領委任制度というんですか、当市ではそれがなかなかできないということになっているんですが、やはり新潟県を中心にしてこの受領委任制度というのでしょうか、そういうような窓口で一たん立て替えなくともできるような形の支給方法というのか、現物支給というのか、こういうような形に支給方法の状況について御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） まず、今回の産科医療補償制度の関係で医療事故の範囲ということでございますけれども、今回のこの制度につきましては、脳性麻痺に特化したものでございまして、これのみが対象となります。

それから、実際の分娩費用、これは把握しているかということでございますが、今回の引

き上げそのものが産科医療補償制度、これの保険料にかかる部分の引き上げということで、実費用については調査はいたしておりません。

それから、38万円から42万円に引き上げるというが、この報道の関係でございますけれども、これにつきましては純粋な分娩費用、これに対する出産育児一時金というふうなことでございます。

それと代理受け取り制度でございますけれども、これにつきましては匝瑳市のほうでも今データ持ってませんで詳しいのはわかりませんが、大分ふえてきているというのが事実でございます。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） やはりこの出産費用の実態を当然これは役所のほうで把握、正確な出産費用を把握すると、ですから国が42万円にしようということですから、最低保険料も含めて42万以上はかかっているということですよ。だと思っんです。ですから、それ早々に実態把握をお願いして、議会のほうに御報告をいただきたいというふうに思います。

それから、支給方法についてちょっと聞きにくかったんですが、いわゆる現物支給というのか、窓口で払わなくても当然それだけの助成金というのか、補助が当然出るわけですが、それを一たん窓口にお金がない患者さんが一たんその40何万を払うということは大変だと思うんです。それは窓口で軽減された形で支払うと、それは拡大しているという先ほどの答弁ですが、ぜひ匝瑳市としても患者の負担の軽減ということでの対応をぜひ実施していくべきではないかと思うんですが、それらの見通しというのか、実現の展望というのか、それについてはどう検討しているかお伺いしたいと思うんですが。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） 医療機関というか、分娩機関に直接市のほうにお支払いする代理受け取り制度、この普及についてでございますけれども、今後これを普及させるためには、また母子手帳等の交付の段階においてこういう制度のお知らせをすとか、そういう工夫を図ってまいりたいと考えております。

（「議長、実態把握は」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） 実分娩費用の把握ということでございますけれども、平成19年度の匝瑳市の市民の方が利用された分娩機関でございますが、市内の医院が2院、それと助産

院が1院、3分娩機関、それから隣の旭市が1院、それから成田市、県内にこのほかに9医療機関、県外4機関ということで、大分多岐にわたっておりますので、これをすべて調査するというのはなかなか難しいかなというようなことは感じてはいますが、ただ市内の医院について御協力いただけるものであればその辺は事情をお話しして教えてもらえるかどうか分かりませんが、努力はしてみたいというふうに思います。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 例えば患者ではないですね、出産される方から直接の聞き取りとか、あるいはそういう医療機関、直接医療機関への聞き取り調査とか、方法はいろいろあると思うので、これはやはり産院によって多少のばらつきはあると思うんですよね。そういう意味で幾らだということがはっきりはしないと思うんですが、平均どの程度かというのはこれ把握できると思いますので、早々実態を把握していただきたいと。

それと支給方法についてちょっとよく意味が読めないんですが、これは今回の出産一時金の問題だけでなく、とりわけこの問題がそうなんですが、あと窓口での支払いというのを医療機関と国保担当が、あるいは連携して、それで例えばの話、高額療養費等一たん窓口へ払わなければいけないわけだよね。それで後で申請して患者にその払った分を支給すると、これ非常に面倒というのか、患者本位ではないわけですよね。ですから、今回の場合も出産費用、例えば病気ではありませんから、一たんは払うと、それで30何万また戻ってくる、いわゆる口座なら口座に入ってくるという、一たんはそれだけ用意しないとしようがないと、だからそれは医療機関との連携で当然医療機関にそれが入ってくるわけですから、患者が受け取るのではなくて、医療機関が直接国保に支払うというようなシステムが結局全国的に患者の負担軽減ということで広がっているわけですよ。それをぜひ匝瑳市でも実現方御尽力いただきたいと、ただその辺の検討がどう検討しているのか、近々今回のこの条例改定に沿ってそれと並行して検討され、実現の見通しが出ているものなのかどうかというのを聞きたいんだけど、その辺がなんかちょっと理解に苦しむ答弁だったので、その辺率直に御答弁いただきたいということです。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） 妊産婦の方から市のほうに直接分娩機関のほうに支払ってほしいというそういう申請をいただければ、直接市のほうでは分娩機関のほうに今でも支払いしております。これを周知させるために先ほども申し上げましたとおり、母子手帳の交付時にこの辺の周知を行ってまいりたいというふうにございます。

○議長（佐藤 悟君） 岩井孝寛君。

○19番（岩井孝寛君） 一、二お伺いいたします。

過去に私もこの出産についてはなかなか勉強不足なところがありまして、旧八日市場の場合に30万円から35万円に引き上げたときに、我々近所にそういう産婦さんがいたときに少しは若干お小遣いもふえるよという話をしたら、いやそうでなくして30万円から35万円になったところが婦人科さんのほうへもいち早く耳にして分娩費が急に5万円ほど値上がったというような話をちょっと耳にしたことがございます。ですから、今回この3万円が上がったことについてまた婦人科さんのほうでもってそのような値上げをするのかなという懸念もしなくもないんですけども、これは相対のことでございますけれども。

それともう1点は、出産に関して1回の出産のみ35万か、また複数といたしますか、双子、三つ子に関してはどのような措置をとっているのか、それだけちょっと素朴な質問ですけども、お答え願いたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） 出産育児一時金が引き上げられると分娩費用が上がるのではないのかということでございますが、今回の場合ですとこれは保険料そのものが分娩費用の中に含まれるということでございますから、実質的には分娩費用が上がります。その上がる部分の3万円について今回妊産婦の方の負担を回避するために出産育児一時金を引き上げさせていただきます。

それと出産育児一時金の支給の方法でございますけれども、これは生まれる子ども1人に対して今度改正後であれば38万円ということでございますから、2人であればその倍、3人であればその3倍ということでございます。

○議長（佐藤 悟君） 江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） 自治体の繁栄というか、人口の多寡として尺度のすべてではないということを皆さん御存じのとおりではございますけれども、しかしながら有数な人口の増加というのが自治体の発展の尺度になるというふうに考えております。

合併というものが自治体の効率よい自治体運営を目指して、それを土台に発展をさせるという精神とした場合に、発展の中にいろいろなものがございましょう。産業とか、しかしながら人口を増加させるということも一つの大きな柱というように考えるわけでございます。

したがって、ここのところ新旭市、匝瑳市、香取市、横芝光、その他多く合併が成立したわけでございます。これらの近隣市町村というか、自治体は、やはり匝瑳市と同じような将

来に向けての課題を抱えての発展であったらうと、そのように私は推察をするわけでございます。その中に人口の問題が大きく横たわっておりまして、自治体の長、行政長、皆さんどうやったら人口をふやすことができるかと、それによって発展につなげられる、いろいろなことを思っているいろいろな施策を計画したり、または実施したり政策としてやってきたらうとこのように思います。

そこでひとつお伺いしたいことは、匝瑳市が35万円を38万円にしたと、恐らく他市町村でも自治体でも同じような政策を計画し、ないしは実施している、そういう過程にあるのではないかと思うんですが、もしおわかりになれば近隣自治体がこの手の政策についてどのように計画し、ないしはまたは実施しているか、お聞かせをいただければ幸いです。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） 島田市民課長。

○市民課長（島田省悟君） 出産育児一時金に関して申し上げますれば、この金額につきましては、健康保険法等によって定められておりまして、これに基づいて市町村であれば条例に規定するわけでございますけれども、現在のところはこの法令等によりまして35万円、これが38万円に引き上げると、これは社会保険及び国民健康保険すべてがこの金額であるというふうに認識しております。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案第7号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これをもって議案第7号の質疑を打ち切ります。

議案第8号 防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

質疑を許します。

荻谷進一君。

○10番（荻谷進一君） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、前の議会かどこかでもちょっと出たと思うんですが、たしか地盤が悪いところに鉄塔が建つということで、くい工事をしなければならないということで追加補正だと思っておるんですが、鉄塔の場所と大

体どのくらいのくいを何本くらい打って1,000万かかるのかという点をわかりましたら担当課のほうで御説明をお願いします。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） まず、場所でございますけれども、中継局の場所は、天神山公園の一番頂上の場所になります。それでくいの関係でございますが、14メートルくいを4セットというふうに設計上になっております。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） 佐瀬公夫君。

○13番（佐瀬公夫君） たしか前にもちょっと私質問しましたんですけれども、このデジタル関係で市のほうの予算として大体9億ぐらいの金のなんかがあったんですよね。そのときに契約し終わった時点で5億ちょっとという話でおさまったということなんですけれども、この中継局整備当然これは必要だと、そのときの仕様書にはうたってあると思うんですけれども、一部予算的には9億ぐらいあったものが5億2,000ぐらいのあれで決まったわけです。そのときにはこういった問題はすでにもう仕様書の中に入っていたと思うんですけども、この工事が始まるたびにというようなことが、ちょっとそこまで言えると思えませんが、一部の工事のためにまたこの変更がこうじたということで、1,500万ちょっとの金が増額になるんですけれども、これは仕様書をつくった会社と請け負った会社との違いがありますね。そういった問題からこういうことがこれからも起きるのではないかと心配するんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） ただいま佐瀬議員さんからいただいた件は、私も6月の御質問の中でたしか継続とか随意はないのかということで、私そのときの答弁では今後そういう想定はしておりませんというような御答弁を申し上げて、現在その点の御質問かというふうに思っています。

まず、1点目の仕様の中での対応でございますが、中継局の設定に伴う実施設計段階で地質調査にかかわる部分は仕様に入っておりませんでした。それが今回の私どもの一つの反省でございます、その仕様を入れて中継局の場所の確定の段階でそういう調査をしてあれば今回のような事案が発生しなかったのかなというところでございます。

今回この設計変更に至った経過につきまして全体を説明をさせていただきたいと思いますが、中継局の場所の設定につきましては、電波調査を行って幾つかの候補地を選定いたしま

した。最終的には電波調査の結果といたしまして、送信状況の最良、良好な天神山公園に設置するものとしたものでございます。当時候補地として挙がっていたのは、水道企業団の貯水塔、それと県立匝瑳高校の校舎、それと天神山公園が主な候補地でございます。このほかにも現在市民病院の南側にある東電の鉄塔などが使えないかという検討も加えたところでございますが、当時の検討ではこの3段階に絞ったところでございます。

変更前の実施設計の内容でございますが、中継塔の基礎工事は、本市の標準的な地盤強度であるN値10を前提にした設計でありまして、四方3.5メートル、高さ1.5メートルの鉄筋コンクリートの基礎ということで現在実施設計には入っております。その指示事項にあわせて請負業者が10月下旬に地質調査を実施しましたところ、深さ3メートルから8メートルまでの間では、N値が15前後の強度が確認されておりました。しかしながら、深さ9メートルから11メートルの間の強度がN値5前後しかなかったという報告がございます。この5前後の軟弱な地層はシルト質、微細砂というんですか、俗にいう、け土という砂で細かい砂で強度が弱いものであるという報告を受けております。その後場所を変えて再度調査をしたところでございますが、状況が同じような状況でございました。

実施設計段階から実はこの中継局の位置の選定というのが非常に苦慮した経過がございます。実施設計の策定に当たりましては、当初半年間の工期の中で平成19年9月30日までで終了させる予定でございましたが、この中継局の選定に非常にいろいろな条件が伴ってまいりましたので、本年の3月25日まで工期を延期して取り組んだ経過がございます。

冒頭申し上げました水道企業団の貯水塔の候補地として検討した段階では、実際に鉄塔が建てなくてもやれますので、非常に経費が安価な対応ができるという見込みの中で検討してみました。構造計算、またそういういろいろな方面での実際の検討を加えたところでございますが、水道事業全体への安全性の確保がとれそうもないということの判断の中で断念した経過がございます。

また、匝瑳高校の校舎での検討もしてみましたが、恒常的な施設となりますので、千葉県教育委員会の許可が得られにくいという学校側の見解がございましたので、断念したところでございます。

最終的に電波調査をした結果、最良な状況にあるのがやはり天神山公園の頂上だという結論に至ったところでございます。このたびの地質調査の結果によりまして、当然標準的な設計の範囲で施工できる場所に変えるべきだという検討も私どもしてみました。しかしながら、いろいろな調査の中で現在考えられる最良の中継局の位置は、天神山公園内という判断から、

契約の変更をお願いするものでございます。

中継局は、市役所の親局から発信する電波を天神山の中継局で一度中継します。さらに本市は北部が山間部でございますので、吉田小学校の校舎に再送信の中継塔を建てまして、北部山間部をカバーする予定であります。

この親局から出す電波を強いものにしてしまえばそういうもののカバーはできますけれども、逆に防災無線の一つの縛りがございまして、市内域以外に電波を出さないこと、これが国の一つの方針になっております。現在出力として5ワット、現状のものが5ワットでございまして、旧野栄町では3ワットというような状況で、総務省が許可がもらえるのが5ワットでございまして、その範囲でこの事業を継続するにはやはり中継局を必要とします。

ただいま申し上げたようなそういう計画の中で、やはり天神山公園内に中継局を建てるのが最良だという判断の中で今回のような契約の変更をお願いするわけでございますが、本件は建築確認申請という法的な手続をとる必要がございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

それと失礼しました。変更の計画の面でございますが、私も議員さんの御質問に当時そういうお答えをして大変失礼な形になっておりますが、今回この事案の発生とあわせまして再度仕様の内容等を確認した中で、今後はこういう事案はないということで、確認をしております。大変失礼をいたしました。

○議長（佐藤 悟君） 佐瀬公夫君。

○13番（佐瀬公夫君） 課長、しつこい話するわけではないんだけど、これ1回目契約なんかに入る前に1回仕様書の入札がありましたよね。寸前に1回とまったよね、これが。また再度入札に入ってこれ決まったわけですよ。また変更なんかが出てきたものですからちょっとしつこく聞いたんですけれども、そういうことを安くできるこんないいことはないですから、なるべく変更のないようにお願いしますよ。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） ほかにございせんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 若干変更の理由については今答弁があったわけですが、経費のかからないよということなので八匠水道、あるいは東電の鉄塔、あるいは天神山と最終的に天神山と。この危険だということなんです、その中継局の候補選定で水道企業団と東電の鉄

塔のこれを除外したというさっきは危険という表現だったんですが、通常であれば危険ということなら最初からわかっていたと、いわゆるその候補選定に出てこないのが普通ですよ。しかし、何とかなるのかなというような形で水道や東電の鉄塔が中継局としての候補地として出てきたというのは、危険という言葉だけではちょっと理解が苦しむわけですが、その辺いま一度御説明をいただきたいというふうに思うんですが。

問題は、こういうような重大なミスは、どこでこういうミスが発生することになったのか、設計業者なのか、役所なのか、あるいは請負の関係なのか、その辺こういうような当初の計画よりも約1,500万が増額されるということの責任はどこにあるのかということここを突き詰めてちょっとお伺いをしたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） まず、危険という言葉での説明の具体的な内容をということだと思います。まず、水道企業団の貯水塔につきましては、あの設計を請け負いました日本工営という会社のほうとも協議をいたしました。それで、全体の躯体に負担のならない形で対応できるのかどうかというようないろいろな検討をして進んだわけでございますけれども、水道事業がまず第一の施設であるというところで、落雷の問題とか、また台風等への対応の中で果たして構造計算上のものが耐えられるのかどうかというところの問題が発生しました。その計算等へ入るまでの予算というものは当時持っておりませんでしたので、その時点で水道企業団との中での調整で、危険回避のためには暫定的出発は無理だということで、そういう調整をいたしました。

また、東電等の鉄塔につきましては、管理上の問題があるということをお聞きいたしました。実際にいろいろなその中継塔の破損等発生した場合の工事の着工等も許可制をとる形で、直ちに緊急性を要する場合の対応とかができないというような回答もいただいたものですから、その点を回避したところでございます。

どこにこの原因があったかというところでございますが、まず実施設計段階で地質調査のものが入れられなかったというところが1点ございます。入っていなかったというところがあるかと思います。その中継局が何カ所になるのかということ自体がこの実施設計に入った段階では不明でございました。当初協議の中で2カ所になるのか、1カ所で済むのかというような協議をいたしまして、基本設計から受けていたのは山桑近辺がその電波状態としては最良の位置ですよという指示は受けておったんですが、それが1カ所で済むのかどうかという問題がございまして、実際に中継局の地質調査にかかわる予算を計上してなかったとこ

ろがひとつ今回の契約変更が発生した状況のものだというふうに思います。その点については私のほうも反省しております。

その中で、中継局は1カ所で済んだけれども、逆に飯高、吉田、豊和地域のカバーのために再送信子局ということで、この中継局よりは小さなものでございますが、吉田小学校の校舎に再送信の子局を設定することによってカバーできるということでございましたので、最終的には1局の中継局で済むということでございます。現状天神山への設定の中では、平野部分への送信は全面カバーできますし、吉田小への中継位置としても最良という電波状態調査の中での判断がございましたので、今回のような形をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） そうするとこの実施設計、基本設計も含めて地質調査とか、これに関係する問題点、これ実施設計、基本設計というのは業者はどこがやったんですか。

それと一たん契約を受けたのを再度ちょっと契約上の問題の業者との関係を経過をちょっと報告をいただきたいと。

それから、私はもともと合併特例債事業としてこういう当初予算で約9億幾らの実質落札率62%でしたか、そんな感じの防災無線デジタル化ということに関しては、心の底からやはりこの時期にやる必要があるのかなという疑念をずうっと持ち続けてはいたんですよ。そういう意味で全県56市再び聞きたいと思うんですが、現状で全県56市のうちいわゆるアナログからデジタル化に変更したデジタル無線にしている自治体の数改めて伺いたいと思うんです。とりわけこの平成の大合併によってこの近隣でも合併が大分推進されてきたんですが、合併した市で、あるいは横芝光町は町ですけれども、旧来のアナログからデジタル化に変えた団体は合併団体が幾つで、デジタル化した団体が幾つでという形での御答弁をいただきたいと。

そして及び銚子、旭、香取、横芝光町、それから山武市、それから成田はちょっと財源の問題で比較にならないので、成田はいいですから、いわゆるこの近隣の市町村のデジタル化の状況、それを御報告いただきたいと思うんです。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） まず、設計業者の関係でございますが、基本設計ちょっと手元に業者名持っておりませんので後ほど御答弁させていただきますが、実施設計につきましては、電気興業株式会社でございます。東京千代田区に本社のある資本金が87億くらいの一部上場企業でございます。実績的にも各都道府県の実績等この近辺では、山武、香取等の実績を持

っているというふうに記憶しております。

それと基本設計でございますが、株式会社ニュージェックという業者でございます。

それで、今県内状況並びにこの近隣の状況をという御質問でございますが、現状はデジタル化で実施している市町村は、12市町でございます。アナログでの対応が44でございます。

それで、合併後の対応ということでございますが、南房総市、いすみ市については、デジタル化をしてございます。それで、この12月段階での調査をした状況でございますが、現在着工をしているデジタル化の市町村でございますが、7市町村でございます。その中で旭市も現在8月に発注をいたしまして、デジタル化に取り組んでいるところでございます。県内の状況の中で計画検討中というものが33市町村でございます。それとアナログの継続という方針を出しているところは、4市町でございます。流山と八千代市、それと神崎町と東庄町、この2市2町のみがアナログの継続という方針で、その以外の市町村につきましては、現在デジタル化の着手と検討を計画には入っているという情報をいただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） いずれにしても、私これ設計業者に問題があるのではないかなという感じがするんですよね。そういう地質調査とか、それから契約、結局私も市役所の窓口というより掲示板ですか、あそこでなんか中継局の問題の仕様書の問題で不調と、不調というのか、そういう掲示をちょっとちらっと見たことある記憶が。だから契約上の経過についてもちょっと御報告をいただきたいと。

あと先ほど佐瀬議員が質問して非常に落札率が低くて発注すると、そうすると従来もこういうことがあったんですが、契約して後こういう変更というの、あるいは追加工事というの、計画変更というの、それで結局契約金額も当然増大するというような傾向というのが過去にはかなりあったわけですね。例えばこの本体の工事、この市役所の本体の工事も当時市長はあの当時恐らく記憶に残っていると思うんですが、いわゆるこの本庁建設を契約して、当時はバブルというのか、資材高騰の折りという問題もありましたけれども、追加工事6,000万ぐらいあれなんですか、追加予算やったことありますよね。かなりの金額を、契約一たんしてから追加予算を業者に投入すると、これではとてもできないからということで、ですから、そういうせっかく低い契約をしたのに結果的にはその業者にどんどんつぎ込んでいくというようなやり方というのは本来のあり方ではないわけで、課長はそういうことを二度とないようにという御答弁であったので、それを信用したいと思うんですが、これは財政

にも絡んでいますので、入札の改善と現在の経済状況等いろいろ絡みながら、やはり契約の厳正な執行ということを強く求めたいと思うんですが、改めてその辺の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 発注の段階で業者に問題があったのではないかとということですが、先ほど申し上げましたように、実施設計の段階で中継局の絞り込みをして、地質調査をしておればこのような形では皆様方に御審議いただく形はとらないで済んだのかなというふうに反省しております。まずその点だというふうに私は認識しております。大変御迷惑かけております。

当時一度入札が延期になった経過でございますが、仕様の中に機器的な——機器というのは機材機器のほうでございますが、そういうものに幅狭い指定の仕方が一部見つかったりしましたので、できるだけ多くの業者に競争原理を働かせる意味においては、そういう修正を必要とするというのがありましたので、一度延期をして調整をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑ありませんか。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 別の角度からお尋ねしたいことがあるんですが、結果として天神山公園の頂上に地盤補強のくいを打ってそこを中継局にするということで、その中継子局と言っていいんでしょうか、山間部の私が住んでいるほうですけれども、山間部というんですか、丘の上のほうに対しての電波を行き渡らせるために必要だということで、吉田小学校に中継子局をつくるというふうに今私は聞いたんですけれども、それでデジタル化ということで、電波の問題、電磁波の問題、携帯電話の電波塔が全国では住民の方々いろいろ環境問題とか、健康上の問題ということで、慎重になっておられる方も全国の中ではたくさんおられます。それで、とりわけ子どもさんが遊んでいたたり、暮らしていたりというところに携帯電話の電波塔を設置することは、電磁波の問題でよくないと、やめてほしいという運動をしている方々もおられます。吉田小学校にこの中継子局をつくるということで、具体的にどういった施設をつくるのか、それから、小学校につくるということそのそばに保育所もありますよね。全くそれは安全上の問題というのは、きちんとした確認とか、どこかの保証というんですか、許可というか、そういうのをとっていくのかどうか。

それから、先ほど中継局の候補地として匝瑳高校の校舎というのが出てきたと思うんですが、そしたら県教育委員会のほうの許可が得られないだろうという答弁がありました。この許可が得られない理由として電波の問題とか、施設をそこにつくるということの問題とかということであるのではないのでしょうか。もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 2点についてお答えをいたします。

まず、電波上の問題につきましては、現状法律上の規制の中で一切抵触しない範囲の中で動いております。さらには、今御指摘のようないろいろな健康上の問題というのはいろいろな角度から現在検討されているようですので、そういうものについては、行政として注意を払いながら必要に応じた対応をしたいというふうに思います。

匝瑳高校の件でございますけれども、匝瑳高校はプラネタリウムというんですか、星を見る施設のところへ依頼をし、その位置の中で検討をしたり、またその段階では校舎内に恒久的なものということで、やはり学校側が難色を示されました。また、その敷地内での検討もいたしましたけれども、御案内のように匝瑳高校非常に周りが樹木、それと校舎で囲まれている関係で、電波上の問題もありましたので、断念したということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） もう少し詳しく答弁をいただきたいんですけども、吉田小学校に中継子局をつくることについて、もちろん法律違反するわけありませんから、それは十分法律上のこと、制度上のことというのは十分慎重になられていると思います。そういうことではなくて、どういう施設を小学校のところにつくるのかというのを具体的に教えてください。もうわかっていると思います。もしそれがまだ不明とすればやはり時期尚早というか、もっとも慎重にいろいろなことがわかってから契約もすべきだろうと思います。

それから、匝瑳高校の先ほどの答弁で県の教育委員会の許可が得られにくい、得られないという答弁があったんですね。こちらのつくる側のほうから考えれば、電波の発信として周りに木々が多いとか、そういう事情、余りよくないという事情はわかりますけれども、県教育委員会の許可が得られにくいというのはどういったことなのかなど、ですから、同じ学校施設、それも保育所と小学校の施設のすぐ近くにどういった電波関係のものをつくるのかというのをはっきり教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、まず1点目の吉田小の子局の関係でございますが、校舎壁面に10メートル前後だと思いますが、ポールを立てて再送信のアンテナを立てるということでございます。これを建築上の基準に合わせたもので対応する計画でございます。

それと匝瑳高校にかかわる部分でございますが、電波上の問題ではなくて、高等学校の施設を使う場合には千葉県教育委員会に行政財産としての使用許可を必要とします。その判断の中で学校の判断としては、この施設としては難しいですよという意見をいただいたということでございます。それは恒久的な施設をずうっと建てることによる学校側の都合もあろうかと思えます。私そういうふうに理解しております。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑ありませんか。

江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） 一つだけ。先ほどからこの議案の話をやり取りをお伺いしていて、これは請負金額の変更についての原因等についての議案だとこのように理解しているところでございます。

私を感じたのは、設計依頼とでもいいでしょうか、また見積もり依頼、これは設計見積もりとこうなるんですけれども、そういった初歩的な段階でなんか標的な、頼むほうでしょうか、どっちになったかわかりませんが、錯誤があったというように感じているんです。つまり設計業者が電気興業というような優秀な会社であるわけですね。こういう一部上場であるかないかは別にして、優秀な技術を持った会社が地上に木造建築はいざ知らず、堅牢な建物を造営する場合にそれを設計ないし見積もり、あるいは両方する場合に、地盤の調査というのはこれは欠けてはならない設計する見積もりするほうの気を配るべき必須事項ですね。ところが見積もりして契約した、やってみたら地盤が悪かったからまた追加の金が要りますよと、そういう見積もりとかそういったものはなかなか私は受け入れられるようなやり方ではないというふうに思うんです。なぜならば今電気興業も含めてこの手の会社は相当な技術を持っているはずです。はずではなくて持っているんですね。どういう技術かというと、御存じでしょうけれども、いわゆる非破壊検査といったようなすばらしい技術がありまして、この地盤はどの程度のものにどの程度耐えられるか、そういったものは今の日本の建設技術では十分に前もってわかるわけですね。設計したり、ましてや見積もりするときに設計の前にそういう調査を設計の前に済ますべき、これが業者としての常識だろうとこういうふうに思います。

したがって、こちらで頼む方としてもその辺のところもしっかりと気を配って相手に

申し伝えるというようなことも必要であったのではなかろうかと、その辺に何か標的なお互いに錯誤があったように思います。

これからはいろいろな事業が行われるわけでございます。したがいまして、この手の錯誤というか、遺漏というか、ものが生ずる危険性が非常にありますので、そういうことのないように、ましてやこういう大金をかける事業については、気を配った発注の仕方、または業者に対する要望というものをしっかりとさせていただきたいと、これは質問であるかないかわかりませんが、私はそう思うんです。いかがでしょうか。もし何か所見ありましたら。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） ただいま議員さんから御指摘いただきましたように、実施設計発注の段階での地質調査の点は、私どもの至らなかつたところだというふうに認識しております。今後こういうことのないようにしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 今回の答弁聞いておわびの答弁なんですけれども、私は当初からこの防災行政無線デジタル化は、金額が本市の今の財政状況の中で本当に重い負担になっている、合併特例債活用するにしても重い負担である、それで県内の市町村今デジタル化ということでどういう状況かという質疑応答がありまして、はっきりデジタル化、合併したところでデジタル化が終わっているのは二つであると、南房総市、いすみ市、着工中が7市町村ということで、検討中が33市なんですよね。検討中というのは検討ですからこれから何年かけて行うのかとか、何年後に竣工するのも含めてすべて検討中ですよ。もっと本市の財政状況を見ながらきちんと計画を立てて、こんな誤り、間違いが起こらないように慎重にやるべきだと考えます。当初からこれは時期尚早だというふうに私は主張してきました。

それで、答弁聞いて二つやはりこれからの問題、課題だと思いました。それは、金額が大きい、本市にとって重い負担なので、簡単に追加補正予算でやられてはたまらない、この追加補正予算ということは、今後出ないのかというのは、6月議会のときの議論でもあったんです。そうしましたら私の記憶では、総務課長のほうから資材高騰というこういう時期だということに対しての課長の答弁なんです、資材高騰ということで、今後業者との関係で必要となることもあり得るというようなそんな答弁があったと思います。それが今回は資材高騰ではないけれども、すぐ出てきたわけですね。これから先こんなことは二度としないようにといっても業者との契約関係ですからあり得るのではないのでしょうか。本当にたまらないと考えます。なぜならば市民が切実に求めている要望が実現されなかったり、予算がその

分削減されたりという10万、100万単位でそういうことが行われているんですね。その中でこういう追加予算が急に出てくる、それも申しわけなかったとおわびをしながらの追加予算、本当にけしからぬというふうに考えます。

それから、もう一つは、小学校と保育所のところに電波を中継する局を立てると、10メートルと、このことについての健康上の安全性ということをしかりと確認していただきたい、それから研究していただきたいと思います。法律に合っているというだけでは予防ということとはできないと考えます。小さな子どもたちに対して日常生活を送る施設のすぐそばに電波を中継する施設ができるということが将来どういう影響を与えるかもしれないということ、研究はされていますので、その辺のところをいろいろといろいろなところを調べていただいてそれで結論を出してほしいというふうに考えます。

私のほうでその小学校に中継局を立てることについては、今後もう少し調べていきたいと考えますが、答弁をお願いします。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） いただきました御提案の部分は注意して情報収集に努めたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案第8号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これをもって議案第8号の質疑を打ち切ります。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略して採決に入ります。

これより採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第7号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案につい

て原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の変更について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



議案第9号の上程―採決

○議長（佐藤 悟君） 次に、議案第9号 匝瑳市監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により佐藤正雄君の退場を求めます。

〔18番佐藤正雄君退席〕

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案の朗読を省略して直ちに市長から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号についてこれより市長の提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

〔市長江波戸辰夫君登壇〕

○市長（江波戸辰夫君） それでは、追加議案の提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

議案第9号 匝瑳市監査委員の選任について

本案は、議員選任の匝瑳市監査委員であります林日出男氏から辞職願が提出をされましたので、これを承認し、新しい委員に佐藤正雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるため提案いたしました次第であります。

以上でございます。よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますことをお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 悟君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、議案第9号について委員会付託を省略し、全員審査とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番(田村明美君) 匝瑳市監査委員ということで、基本的なことをまず伺いたいと思います。

監査委員としての任務、何を監査するのかの書類の内容、それから年間の活動時間といえますか、日数といえますか、それから監査委員、議員選任についての監査委員についての報酬ですね、基本的なことですので確認したいと思います。このことは資料見ればわかると思われるかもしれませんが、市民にとっては議会の議事録を通じて知ることであろうかと思っておりますので、確認したいと思います。

○議長(佐藤 悟君) 角田総務課長。

○総務課長(角田道治君) まず、監査委員さんの報酬でございますが、報酬条例で一応議員月額4万5,000円、議員選任につきましては月額3万7,000円でございます。

それから、業務ということでございますが、執行部の執行している状況について監査するというものでございますが、これは地方自治法の規定とあわせて、匝瑳市では監査委員条例を設けて実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤 悟君) 田村明美君。

○11番(田村明美君) 佐藤正雄氏ということで前議長でおられるわけなんですけれども、林議員が議員選任ということで監査委員に選任されるというその議会の同意を求めるという案件が前にありました。そのときの議論を記憶しているんですけれども、改めて伺いたいの、慣例で議長を終えた方、議長経験者が監査委員の議員選任となるというようなことなのでしょう。佐藤氏を推薦、選任したいという市長の提案理由ですね。そのことを求めたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） この監査委員につきましては、市長の専決処分でございますけれども、一応過去の例からきまして議長経験者を推薦するということでもございましたので、今回も佐藤前議長さんを出して一応専決ですから、私が出して議会の御承認をいただくということでもございますので、御理解を賜りたいと申し上げます。

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案第9号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これをもって議案第9号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第9号については、人事案件につき討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。

これより採決に入ります。

ただいまの出席議員数は20名であります。議案第9号 匝瑳市監査委員の選任について、本案についてこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第9号は同意することに決しました。

佐藤正雄君の入場を許します。

〔18番佐藤正雄君着席〕

○議長（佐藤 悟君） ただいま佐藤正雄君が匝瑳市監査委員に同意されましたことをお伝えします。

日程の追加

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。本日、小川博之君より発議案として発議案第1号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について、以上1件の提案がありました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よ

って、この際、本発議案1件について、本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、発議案1件について本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、発議案の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 配布漏れなしと認めます。



発議案(第1号)の上程—採決

○議長(佐藤 悟君) 発議案第1号 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。発議案の朗読を省略して、直ちに提案者から提案理由の説明を求めらることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号について提案者から提案理由の説明を求めらることに決しました。

発議案第1号について、本案提出者、小川博之君から提案理由の説明を求めます。

小川博之君。

[3番小川博之君登壇]

○3番(小川博之君) 発議案第1号 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匠瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成20年12月19日提出

匠瑳市議会議長 佐藤 悟 様

提出者	匠瑳市議会議員	小川博之
賛成者	〃	浪川茂夫
〃	〃	椎名嘉寛
〃	〃	越川竹晴

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書（案）

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負（派遣）」などに象徴されるような、「働いても十分な生活が維持できない」、「働きたくても働く場所がない」など困難を抱える人々が增大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しています。

このような中、「地域の問題は、みずから地域で解決しよう」とNPOや、ボランティア団体、協同組合、自治会など様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。

この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で、仕事を行う組織ですが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われています。

しかし、根拠法がないなど、まだまだ社会的理解が低く、これらの活動をさらに活発にしていくためには、法制度を引き続き整備していく必要があります。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同しています。また、国会では100名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものであります。

上記理由により、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣 舩 添 要 一 様
総 務 大 臣 鳩 山 邦 夫 様
経済産業大臣 二 階 俊 博 様
衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿
参 議 院 議 長 江 田 五 月 殿

以上、御審議いただきまして御可決賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 悟君） 発議案第1号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号について委員会付託を省略し、全員審議とすることに決しました。

これにより質疑に入ります。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 陳情については採択されました。それで数字なんですけれども、この意見書案の本文下から10行目の「国会では100名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど」ということで100名なんです、陳情文書では160名と記されてあります。意見書として提出するに当たり、数字は重要だと考えますので、質問いたします。

○議長（佐藤 悟君） 小川博之君。

○3番（小川博之君） 数字のほうは議長のほうで調整して提出してください。よろしく願いします。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 採択に賛成しましたし、これを反対するということではありません。ただ、陳情の中では陳情理由で国会では160名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど

法制化の検討が始まりましたということで、160名という国会議員160名の超党派のとやはりインパクトがあるわけですね。それで意見書案の中で100名を超えると、60名違うんですね。やはりこれはどうでもいいことではないと私は考えているんです。ですので、事務局のほうで陳情者のほうから意見書案も出されているかと思しますので、意見書案がどうであるのか確認して答えていただきたいと考えるものです。

○議長（佐藤 悟君） 小川博之君。

荻谷進一君。

（「ただいまの指名取り消してください」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 小川君を取り消して、荻谷進一君。

○10番（荻谷進一君） 私も同じ委員会でありまして、たまたま私のほうからこれは可決したほうがいいでしょうということでしたので見ますと、いろいろこの出た先から資料をいただいております。その資料の中の案の文章には100名以上というふうにこれなっていますので、そちらから出た方からの数字ですので、それはそのまま尊重してもよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。発議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第1号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。

発議案第1号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 着席してください。起立多数、賛成多数であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議案第1号につきましては、意見書の提出でありますので、地方自治法第99条の規定により関係行政機関に提出いたします。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理については、議長に一任することに決しました。

日程の追加

○議長（佐藤 悟君） 本日、議会運営委員会委員長から地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査とする申し出がありました。申し出はお手元に配布のとおりであります。

なお、配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配布漏れなしと認めます。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とすることに決しました。



閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（佐藤 悟君） 閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の朗読を省略して、直ちに浪川議会運営委員会委員長から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これより閉会中の所管事務調査申出書の件について、浪川議会運営委員会委員長から説明を求めます。

浪川議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長浪川茂夫君登壇〕

○議会運営委員長（浪川茂夫君） それでは閉会中の所管事務調査申出書について御説明いたします。

議会運営委員会の所管は、議会運営が主な所管事項であり、定例会、臨時会の開会に向け、事前にこの委員会を開催し、日程等の協議を行っているところであります。これは定例会等の前に開催していますので、議会の閉会中に議会運営委員会を開催することになります。委員会の開催は、他の常任委員会と同様に、原則議会の開会中に開催できるものであります。閉会中に議会運営委員会を開催するためには、その調査案件を付し、議会で閉会中の継続審査とする旨の議決をいただくことが必要となります。このことから、閉会中に議会運営委員会を開催できるように申し出を行い、本会議での所定の手続をお願いするものであります。

別紙の私から議長あての申出書をごらんいただき、説明にかえさせていただきます。

以上、御審議の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件について質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事務調査については、閉会中の継続審査とすることに決しました。



閉会について

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。本定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



議長あいさつ

○議長（佐藤 悟君） ここで、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、去る12月5日に招集されて以来、会期15日間にわたりましたが、その間における皆様方の御精励と御苦勞に対しまして衷心より深く御礼申し上げる次第でございます。皆様方におかれましては、時節柄御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



閉会の宣告

○議長（佐藤 悟君） これにて匠瑳市議会平成20年12月定例会を閉会いたします。

午後 2時56分 閉 会